

手数料：17,000円

様式第12号の8(第11条の7関係)

温泉採取施設等変更許可申請書（記載例）

※温泉採取許可を受けた施設の位置、構造設備、採取の方法を変更しようとするときに事前に申請するものです。

申請日を記載して下さい→令和●年●月●日

宮城県知事 ● ● ● ● 殿

住所〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

申請者の住所・氏名を記載してください。

下記のとおり温泉採取施設等を変更したいので、温泉法第14条の7第1項の規定により申請します。

記

下記について変更する場合は該当します。

例①:可燃性天然ガス発生設備の位置又は構造（屋外に設置されている可燃性天然ガス発生設備の場合はガス分離設備の構造又はガス排出口の位置の変更）

例②:ガス分離設備の位置又は構造

例③:可燃性天然ガスの警報設備の位置又は構造（ガス発生設備が屋内にある場合）

温泉の採取の場所	以下いずれかの所在地を記載することになります。 例① 温泉ゆう出地取得届で届け出た源泉の所在地 例②:貯湯槽の場所に当たる所在地 例③:ガス分離設備に当たる所在地	
源泉の名称	●の湯←温泉ゆう出地取得届で既に届け出た名称を記載して下さい	
温泉の採取許可年月日及び番号	令和●年●月●日 宮城県(薬)指令第●●●●号	
変更事項	変更前	変更後
ガス発生設備の設置場所	別紙図面1参照	別紙図面2参照
	(注)1及び(注)2で具体的に説明できる資料を添付願います。	
変更の理由	硫化水素濃度軽減のための曝気槽設置による貯湯槽の改修	
変更後の工事の着手予定年月日	令和●年●月●日	

変更後の工事の 完了予定年月日	令和●年●月●日
--------------------	----------

(注)次に掲げる書類を添付すること。

- 1 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 2 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が省令第6条の3第1項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合することを証する書面
- 3 変更に係る設備の変更前の状況を写した写真
- 4 省令第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程
- 5 法人にあっては、登記事項証明書

参考様式

温泉法施行規則第6条の2第2項第2号に基づく技術基準に適合することを証する書面（作成例）

申請者名	株式会社●●
採取事業者名	株式会社●●
採取箇所住所	栗原市築館●●

技術基準の内容	技術基準適合状況		
	技術基準適合・不適合等	状 況	備 考
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている場合（第6条の3第1項関係）			
(1) ガス分離設備の設置＜第6条の3第1項第1号＞			
ガス分離設備が設けられていること。＜第1号＞	適合 不適合	適合：設置している 不適合：設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ（ 1 ） ・貯湯槽（ 1 ） ・その他（ ）
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。＜第1号＞	適合 不適合	適合：基準値未満 不適合：基準値以上	測定方法：槽内空気測定法 告示第1条 第1号、第2号 測定結果： 0 %LEL 測定結果については申請書に添付
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置＜第6条の3第1項第2号＞＜附則第4条第1項＞			
温泉井戸が屋外にあること。（ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。）＜第2号イ＞ （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されている温泉井戸は適用除外。）	適合 不適合	適合：屋外に設置 適合：ただし書き適用 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由： 多雪地帯のため 設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
ガス分離設備が屋外にあること。＜第2号ロ＞ （※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。）	適合 不適合	適合：屋外に設置 適合：適用除外 不適合：屋内に設置	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。＜第2号ハ＞	適合 不適合	適合：屋外に設置 不適合：屋内に設置	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等＜第6条の3第1項第3号＞			
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限値の値の25パーセント未満であること。 （25%LEL以上である場合は以下の措置を行う）	適合 不適合	適合：メタン濃度25%LEL未満 不適合：メタン濃度25%LEL以上	測定結果については申請書に添付
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所でないこと。 ＜第3号イ＞	適合 不適合	適合：3m以下にない 不適合：3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸：高さ 3 m ガス分離設備（セパレータ） ：高さ 3 m ガス分離設備（貯湯槽） ：高さ 3 m 設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
可燃性天然ガスの排出口（メタン濃度が25%LEL以上のもの）から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の入入口（窓や吸気口等）、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所（ベランダや一般の人が立ち入れる屋上）がないこと。 ＜第3号ロ＞	適合 不適合	適合：火気使用設備等ない 不適合：火気使用設備等あり	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(4) 配管の閉塞防止措置＜第6条の3第1項第4号＞			
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 ＜第4号イ＞	適合 不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合） の措置方法：排気口の配管が温度が0℃以下にならないよう、暖める電気設備を設置する。ただし、5℃以上にならない設備である。 設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 ＜第4号ロ＞	適合 不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合） の措置方法：水抜き設備の設置をし、毎日点検する。もし水が溜まっている場合は水を抜く。 設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断＜第6条の3第1項第5号＞			
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱を用いる。 その他（ ） 設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照

(6) 火気使用制限等＜第6条の3第1項第6号＞				
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 ＜第6号イ＞	適合 不適合	適合：設置しない 不適合：設置する	①可燃性天然ガスの多さ （ガス水比） ガス2：水1 ②設置しない距離： 2 m ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多いと認めた地域においては2m）垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。） ＜第6号ロ＞	適合 不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由： ケーシング管の溶断作業	
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 ＜第6号ハ＞	適合 不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：柵（可燃性天然ガス発生設備より水平距離2m）の外	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(7) 関係者以外の立入制限措置＜第6条の3第1項第7号＞＜附則第4条第3項＞				
柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離（可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離）1m（※都道府県が可燃性天然ガスの発生量が多い地域と認めた地域においては2m）の範囲内の地面又は床面（可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く）における、関係者以外の者の立入を制限すること。 （※上部が開いた既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。）	適合 不適合	適合：制限する 適合：適用除外 不適合：制限しない	①設備から柵までの距離： 2 m ②措置の内容： フェンス（高さ： 2 m） ③迂回水平距離の場合 迂回水平距離： m 遮断壁の構造： 高さ m×幅 m	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(8) 月次点検＜第6条の3第1項第8号＞				
毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設備の異常の有無を目視により点検すること。	適合 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 記録及び記録の保存＜第6条の3第1項第9号＞				
点検作業の結果を記録すること。＜第9号前段＞	適合 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。＜第9号後段＞	適合 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
(10) 災害防止規程の作成＜第6条の3第1項第10号＞				
以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。＜第10号＞	適合 不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：築館温泉 栗原旅館事務所内	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 ＜第10号イ＞	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		申請書に添付
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 ＜第10号ロ＞	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 ＜第10号ハ＞	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
その他災害の防止に関し必要な事項。 ＜第10号ニ＞	適合 不適合	適合：記載済み 不適合：未記載		〃
(11) 非常時の措置＜第6条の3第1項第11号＞				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合 不適合	適合：措置可能 不適合：措置不可能		

2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている場合（第6条の3第3項関係）（附則第4条第1項による読み替え）

(1) 第1項の準用＜第6条の3第3項第1号＞

第1項各号に掲げる基準	—	—	—	
-------------	---	---	---	--

(2) ガスの漏出防止＜第6条の3第3項第2号＞

屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であること。	適合 不適合	適合：漏出しない 不適合：漏出している		
---	--------	------------------------	--	--

(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設備の設置＜第6条の3第3項第3号＞

自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 ＜第3号＞	適合 不適合	適合：自然換気で換気が確保されている 不適合：自然換気では換気が確保されない	自然換気の場合その状況：	
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。 ＜第3号イ＞	適合 不適合	適合：能力あり 不適合：能力なし	部屋の容積： 20 m ³ 換気能力： 240 m ³ /時間 換気回数： 12 回/時間	
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 ＜第3号ハ＞	適合 不適合	適合：阻害されない 不適合：阻害されている		設備の配置図及び主要な設備の構造図参照

(4) ガス換気設備の運転＜第6条の3第3項第4号＞

ガス換気設備は、常時運転していること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）	適合 不適合	適用：常時運転する 適用：ただし書き適用 不適合：常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由：	
---	--------	--	------------------	--

(5) 警報設備の設置＜第6条の3第3項第5号＞

次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。（ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。）＜第5号＞ ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合 不適合	適合：設置する 適合：ただし書き適用 不適合：設置しない	ただし書き適用の場合はその理由：	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 ＜第5号イ＞	適合 不適合	適合：適切な位置 不適合：不適切な位置	検知器の数： 1 個 検知器の設置位置： 換気設備近くに設置	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 ＜第5号ロ＞	適合 不適合	適合：適切な作動 不適合：不適切な作動		
空気中のメタンの濃度が表示されること。 ＜第5号ハ＞	適合 不適合	有：表示あり 無：表示なし	メタン濃度が表示される場所：屋内、屋外の見やすい場所	

(6) 採取の停止＜第6条の3第3項第6号＞

温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。（ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。）	適合 不適合	適合：停止できる構造 適合：ただし書き適用 不適合：停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法：湯沸、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由：	
--	--------	---	---	--

(7) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使用制限等＜第6条の3第3項第7号＞＜附則第5条第1項各号、第2項各号＞

火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。＜第7号イ＞ （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要） →（13）へ	適合 不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する		
火気を使用する作業を実施しないこと。（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）＜第7号ロ＞	適合 不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。＜第7号ハ＞ （※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要） →（14）へ	適合 不適合	適合：設置しない 適合：適用除外 不適合：設置する		
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。＜第7号ニ＞	適合 不適合	適合：掲示する 不適合：掲示しない	掲示の場所：屋内、屋外の見やすい場所に掲示する	

(8) 関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>				
温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をすること。	適合・不適合	適合：制限する 不適合：制限しない	制限する措置の方法：	
(9) 温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適合：蓄積しない構造 適合：設置する 不適合：設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由：	
(10) 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項第10号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	備付場所：屋内に設置する	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
消火器を備えていること。	適合・不適合	適合：備え付ける 不適合：備え付けない	数量：2 備付場所：屋内、屋外に1つずつ	設備の配置図及び 主要な設備の構造 図参照
(11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>				
次に掲げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 <第11号>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・不適合	適合：測定する 不適合：測定しない		
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。<第11号ロ>	適合・不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(12) 記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>				
点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
(13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備（火気使用設備等）を設置している場合（既存施設のみに適用）<附則第5条第1項>				
当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・不適合	適合：停止できる構造 不適合：停止しない構造	自動停止される火気使用設備名：	
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>	適合・不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	設置場所：	
(14) 防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置（既存施設のみに適用）<附則第5条第2項>				
次のいずれかの措置を講じていること				
ア）警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号>	適合・不適合	適合：ア）を適用 イ）を適用 不適合：ア）、イ）適用せず	① ア）の場合 汲み上げ方法：揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類：自動、手動	
イ）ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備（防爆性能を有する電気設備を除く。）への電気の供給を自動的に停止する構造を有すること。<第2号>			② イ）の場合 自動停止される電気設備名：	

3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合＜附則第4条第2項関係＞				
(1) 温泉の採取停止＜附則第4条第2項第1号＞				
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。＜第1号＞	適合 不適合	適合：停止できる 適合：ただし書き適用 不適合：停止できない	ただし書き適用の場合はその理由：	
(2) 火気使用制限等＜附則第4条第2項第2号＞				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。＜第2号イ＞	適合 不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
火気を使用する作業を実施しないこと（ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。）＜第2号ロ＞	適合 不適合	適合：作業しない 適合：ただし書き適用 不適合：作業する	ただし書き適用の場合はその理由：	
防爆性能を有しない電気設備（温泉井戸の内部に設置されているものを除く。）を設置しないこと。＜第2号ハ＞	適合 不適合	適合：設置しない 不適合：設置する		
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。＜第2号ニ＞	適合 不適合	適合：掲示する 不適合：提示しない	掲示の場所：入口の見やすいところに掲示する	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(3) 地下ピットへの排出口の設置＜附則第4条第2項第3号＞				
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。 （ただし、メタン濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあつては、第6条の3第1項第3号（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。）	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出口におけるメタンの濃度： 30 %LEL 排気口の高さ： 3 m	設備の配置図及び主要な設備の構造図参照
(4) 配管の閉塞防止措置＜附則第4条第2項第4号＞				
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。＜第6条の3第1項第4号イ＞	適合 不適合	適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 冬季の月ごとの平均気温が氷点下を下回らないため 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：	
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。＜第6条の3第1項第4号ロ＞	適合 不適合	適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：水抜き設備の設置をし、毎日点検する。もし水が溜まっている場合は水を抜く。	
(5) 他の屋内への空気の侵入防止措置＜附則第4条第2項第5号＞				
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないようにしていること。	適合 不適合	適合：配管なし 適合：措置する 不適合：措置しない		
(6) 温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置＜附則第4条第2項第6号＞				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない		
排出される気体中のメタンの濃度が2.5%LEL以上となる排出口にあつては、第6条の3第1項第3号イ、ロ（排出口の位置の基準）の場所に設置しないこと。＜第6号ただし書き＞	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	排出状態における排出口のメタン濃度： 5%LEL	
(7) 配管の閉塞防止措置＜附則第4条第2項第7号＞				
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずること。＜第7号＞ ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は不要	—	—		
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。＜第6条の3第1項第4号イ＞	適合 不適合	適合：設備なし 適合：閉塞のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	閉塞するおそれがない理由： 措置する場合（閉塞のおそれがある場合）の措置方法：	
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。＜第6条の3第1項第4号ロ＞	適合 不適合	適合：設備なし 適合：滞留のおそれなし 適合：措置する 不適合：措置しない	滞留するおそれがない理由： 措置する場合（滞留のおそれがある場合）の措置方法：水抜き設備の設置をし、毎日点検する。もし水が溜まっている場合は水を抜く。	
(8) 月次点検＜附則第4条第2項第8号＞				
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合 不適合	適合：点検する 不適合：点検しない		
(9) 記録の保存＜附則第4条第2項第9号＞				
点検作業の結果を記録すること。＜第9号前段＞	適合 不適合	適合：記録する 不適合：記録しない		
その記録を2年間保存すること。＜第9号後段＞	適合 不適合	適合：保存する 不適合：保存しない		
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断＜附則第4条第2項第10号＞				
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱（ジャンクションボックス）を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。＜第6条の3第1項第5号＞	適合 不適合	適合：設置する 不適合：設置しない	措置の方法：接続箱を用いる その他（ ）	